政令

輸出貿易管理令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和三年四月七日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第百四十号

輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「令和三年四月十三日」を「令和五年四月十三日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

経済産業大臣　梶山　弘志

内閣総理大臣　菅　義偉